

## 蒲郡市地域交流活動助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域交流活動（高齢者、障がい者、子ども等、対象者を限定せずに誰でも気軽に集まることのできる場を設置し、地域の人々等が相互に交流し合う活動をいう。以下同じ。）を通して、地域包括ケアシステムに資する支え合いの地域づくりの推進を図るために東三河広域連合が地域交流活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条の規定により蒲郡市が全部委託を受けて実施することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、第4条に掲げる要件を満たす者が次条に掲げる要件を満たす活動場所において実施する地域交流活動とする。

### (対象活動場所の要件)

第3条 助成金の対象となる活動場所は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 本市の区域内に現に存する、そのすべてが人の居住又は地域交流活動以外の使用に供されていない建築物であること。
- (2) 共同住宅でないこと。
- (3) 自治会館等の集会所でないこと。

### (申請者の要件)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 本市の区域内において地域交流活動を実施する活動グループの代表者であること。
- (2) 前条の要件を満たす活動場所について、申請時の年度末まで賃借し、また地域住民の活動に資するものを除き、転貸しないこと。ただし、助成対象期間内に賃貸借契約が終了する場合で、特段の意思表示がなければ契約が更新される場合は、年度末まで賃借しているものとみなす。

(3) 高齢者、障がい者、子ども等、対象者を限定せずに誰でも自由に参加でき、1回当たり概ね10人以上参加する地域交流活動を、概ね週1回以上定期的に開催すること。

(4) 世帯を同一にする者を含め、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(助成額及び助成対象経費)

第5条 助成額は、助成対象経費の範囲内とし、1活動グループ当たり、助成事業開始の月から当該年度の助成事業終了月までの通算月数に、10,000円を乗じて算定した金額を上限とする。

2 助成対象経費は、助成事業に係る家賃、駐車場賃借料、水道光熱費及びくみ取り料とする。

3 助成対象経費について、他の補助金等による交付を受けている又は受ける予定がある場合は、助成の対象としない。ただし、蒲郡市社会福祉協議会いきいきサロン活動助成金交付要綱（平成24年4月1日施行）による助成金の交付については、この限りでない。

(交付申請)

第6条 申請者は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算書

(2) 賃貸借契約書又は使用承諾書等の写し

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、速やかに交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 市長は、予算の範囲内において助成金の交付を決定するものとする。

4 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(計画変更の承認等)

第8条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に変更等に

関する届出を行い、市長の承認を得なければならない。

(1) 助成事業の内容又はこれに係る予算を変更しようとするとき。ただし、助成額に増額の変更が生じないものは除く。

(2) 助成事業を廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、交付決定者に係る助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、速やかに交付決定者に対し、その旨を通知しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、助成事業が完了したときは、規則第13条に定める補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、助成事業完了後1か月以内又は助成金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 活動報告書

(2) 収支決算報告書

(3) 助成対象経費に係る領収書等又はその写し

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、その成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認める場合は、交付すべき額を確定し、当該交付決定者に通知しなければならない。

(助成金の支払い)

第11条 市長は、前条の規定による助成金の額の確定後、助成金を支払うものとする。ただし、概算払願の提出があった場合は、概算払いができるものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第3条又は第4条の要件を満たさなくなったとき。

(3) この要綱その他関係法令の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかに申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合において、当該助成金の返還に係る加算金及び延滞利息については、規則第20条に規定する補助金等の返還の例によるものとする。

(帳簿等の備付)

第14条 交付決定者は、当該助成事業に係る収入、支出に関する帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて当該助成事業の完了後5年間保存しなければならない。

(協力)

第15条 市長は、交付決定者に対し、アンケート、調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。